

(別紙) 使用許可条件

(1) 使用上の制限

ア 使用者は、使用許可財産について形質の変更をしてはならない。ただし、市の承認を受けたときは、この限りではない。

イ 使用者は、使用許可財産を第三者に使用させてはならない。

(2) 使用許可の取り消し又は変更

次のいずれかに該当するときは、使用許可の一部又は全部を取り消し、又は変更することができる。

ア 使用許可財産を公用又は公共用に供するために必要とするとき。

イ 使用者が使用許可条件に違反したとき。

(3) 原状回復

使用者は、使用期限が満了したとき、又は前記により許可を取り消されたときは、許可物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市が認めたときは、この限りでない。

(4) 損害賠償

ア 使用者は、その責めに帰する事由により、使用財産の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

イ アに定める場合のほか、使用者は、この使用許可条件に定める義務を履行しないために、太田市に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

(5) 有益費の請求権の放棄

使用者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することはできない。

(6) その他

使用者は、市の指定する場所に使用済み容器用のゴミ箱を設置し、定期的に回収すること。